

MINAGINE NEWS LETTER

ミナジンニュースレター

Vol.66

2023年9月1日発行



今回は、人事コンサルより「エンゲージメント」に関する御話です。労務コンサルからは来年施行予定のいわゆる「フリーランス新法」についてとなります。業務委託で外注している企業は要注意となります。

従業員のエンゲージメントを上げるアプローチとは

ML 人事評価

人事の領域でいう「エンゲージメント」とは、「従業員の会社に対する愛着心や思い入れ」「愛社精神」「会社と従業員が強く結びついた状態」などの意味を持ちます。

エンゲージメントが高いことで、生産性の向上や定着率を上げることが可能となります。ただし、エンゲージメントは勝手に醸成されるものではなく、会社側の働きかけや努力があって初めて成り立つといってよいでしょう。従業員のエンゲージメント向上は会社の成功に不可欠です。そのために以下の4つのアプローチが考えられます。

1. 『透明性とコミュニケーション』

従業員とのオープンなコミュニケーションを促進することが大切です。会社のビジョンや目標を共有し、進捗状況や変更について情報を提供することで、従業員は会社への関与を感じることができます。

2. 『成長と開発の機会』

従業員がスキルを向上させ、成長できる機会を提供することが重要です。継続的なトレーニングやキャリアパスの明確な提示は、従業員が自身のポテンシャルを最大限に引き出せるよう支援します。

3. 『評価』

従業員の成果を認め、評価する制度を確立することがエンゲージメント向上に繋がります。定期的なフィードバックや業績に基づく報酬制度を通じて、従業員は自身の貢献が重要であることを感じることができます。

4. 『ワークライフバランス』

働き方の柔軟性を提供することもエンゲージメントを高める一環です。昨今では、リモートワークやフレックスタイムなどの選択肢を提供することも、従業員の仕事とプライベートのバランスを取りやすくする工夫となります。

これらのアプローチを組み合わせることで、会社は従業員のエンゲージメントを高め、生産性や定着率を向上させることができると考えられます。

フリーランス新法について

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用していない
- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している
- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している
- 継続的業務委託※をする

①

①②④⑥

①②③④⑤⑥⑦

フリーランス



- 業務委託の相手方である事業者
- 従業員を使用していない

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定 ・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならぬこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を見直す」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようとする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならぬこと

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>